

第 22 期 決 算 公 告

2026 年 6 月 17 日
 東京都中央区銀座 6-2-1Daiwa 銀座ビル 5F
 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社
 代表取締役社長 西 垣 佳 機

貸借対照表 (2026 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,040,526	流 動 負 債	2,121,517
現 金 及 び 預 金	4,943,887	未 払 金	140,931
前 払 費 用	18,012	未 払 費 用	121,920
未 収 運 用 受 託 報 酬	3,045,240	未 払 法 人 税 等	1,221,053
そ の 他	33,385	未 払 消 費 税 等	259,589
		前 受 金	293
		預 り 金	18,196
		前 受 収 益	12,144
固 定 資 産	1,002,469	賞 与 引 当 金	347,388
有 形 固 定 資 産	99,728		
建 物 附 属 設 備	29,781	固 定 負 債	61,894
工 具、器 具 及 び 備 品	69,946	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	51,587
		投 資 損 失 引 当 金	10,306
無 形 固 定 資 産	31,441		
ソ フ ト ウ エ ア	25,941	負 債 合 計	2,183,411
そ の 他	5,500		
		(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	871,299	株 主 資 本	6,705,014
投 資 有 価 証 券	637,338	資 本 金	200,000
出 資 金	57,733	資 本 剰 余 金	1,060,044
ゴ ル フ 会 員 権	1,200	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,060,044
差 入 保 証 金	86,947	利 益 剰 余 金	5,444,970
繰 延 税 金 資 産	83,933	利 益 準 備 金	50,000
そ の 他	4,946	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,394,970
貸 倒 引 当 金	△800	繰 越 利 益 剰 余 金	5,394,970
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	154,570
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	154,570
		純 資 産 合 計	6,859,585
資 産 合 計	9,042,996	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,042,996

当期純損益

当社の第 22 期事業年度(2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日)の当期純利益は 4,433,156 千円です。

個別注記表

当社の計算書類及びその附属明細書は、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に準拠して作成しております。

なお、会社計算規則第98条第2項第1号に基づき、会計監査人設置会社で必要とされる注記事項の一部を省略しております。

計算書類に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	6～15年
工具、器具及び備品	2～15年

②無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

のれん

その効果の及ぶ期間(15年)による定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

役員及び従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、取締役退職慰労金規程及び監査役退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

④投資損失引当金

出資金の価値の減少による損失に備えるため、出資先の財政状態を勘案の上、その損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりです。

①資産運用報酬

当社は顧客との資産運用委託契約に基づいて資産運用業務を提供する履行義務を負っております。当該資産運用委託契約に基づく資産運用報酬のうち、顧客の運用資産総額や利益等に連動するものおよび運用期間中定額の期中報酬につきましては一定の期間にわたり履行義務が充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、運用資産の取得や譲渡に対するものは、顧客が資産に対する支配を獲得した時点や支配が移転した時点で履行義務が充足する取引であることから、履行義務を充足した一時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。